

グループ補助金のご案内

グループ認定の申請締切は10月30日です。

令和元年台風第19号、第20号及び第21号（以下「令和元年台風第19号等」という。）による災害で被災された中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に要する費用の一部を補助します。

補助対象者

- 令和元年台風第19号等により被害を受けた下記の者
- **中小企業者**：中小企業支援法第2条第1項に規定する会社及び個人等
- **中堅企業（みなし中堅企業）**：中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資基金が10億円未満の事業者
- **大企業（みなし大企業）**：中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資基金が10億円以上の事業者

※大企業は中小企業者又は中堅企業が事業活動を行う上で被災前に必要な施設・設備を貸付けていた場合のみ対象となります。

条件等

- **補助率**：
 - ・中小企業者：3/4
 - ・中小企業者以外：1/2
- ※補助対象者が東日本大震災からの復興途上にある事業者として一定の要件を満たす場合、5億円まで定額補助
- **補助上限額**：15億円
- **対象費目**：施設、設備の復旧に必要な資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要です。
※交付決定前に行った事業についても、補助対象として認められる場合があります。

スケジュール

グループ認定の申請締切は**10月30日**です。申請・相談はお早めに！！

復興事業計画認定申請書提出締切	補助金交付申請書提出締切
第7回 令和2年10月30日（金）【最終】	第10回 令和2年10月30日（金）
	第11回 令和2年11月30日（月）【最終】
※ <u>第7回以降の受付予定はありません。</u>	※ <u>第11回以降の受付予定はありません。</u>

※1 復興事業計画の認定申請と補助金の交付申請は同時に行うことができますが、復興事業計画が認定されない場合、補助金の交付決定は行いませんので御注意ください。

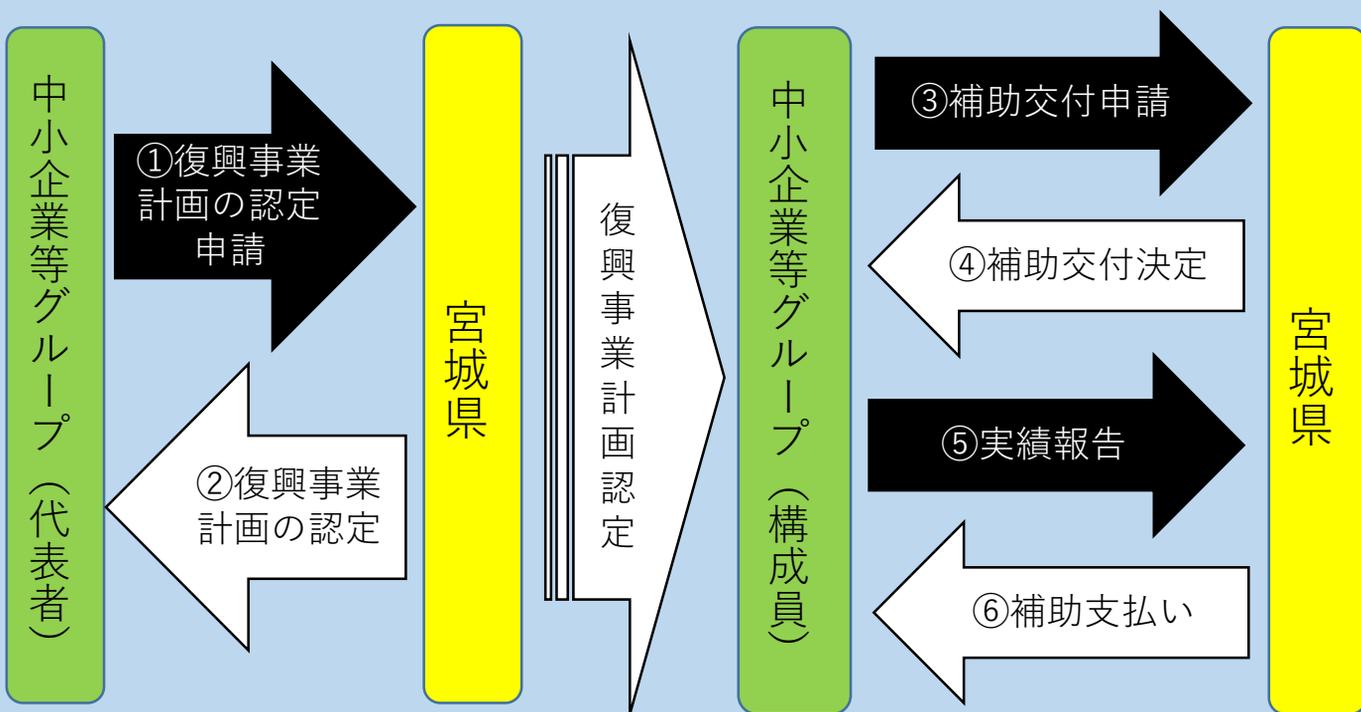
※2 復興事業計画認定日は申請書提出締切日の翌月の中下旬頃、交付決定日については申請書提出締切日から1か月後を予定しています。

詳しくは、宮城県企業復興支援室 企業復興支援第二班（Tel.022-211-3273）まで
【住所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 14階北側】
受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで
（土日、祝祭日は受付していません。）

提出先

区分・グループ類型	提出先（宛先）
商工業	経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第二班 連絡先：022-211-3273
食品加工業	農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 連絡先：022-211-2812
農業	農政部 農業振興課 先進的経営体支援班 連絡先：022-211-2833
水産加工業	水産林政部 水産業振興課 流通加工班 連絡先：022-211-2931
養殖業	水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班 連絡先：022-211-2943
林業	水産林政部 林業振興課 地域林業振興班 連絡先：022-211-2914
木材産業	水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班 連絡先：022-211-2912
【グループ類型】 商店街型	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 連絡先：022-211-2746

手続の流れ（概要）



上記①、③、⑤は補助金の申請者が行う手続です。